

## 令和5年度第4回鴨川市環境審議会次第

日時 令和6年1月22日（月）

午前10時から

会場 鴨川市役所 7階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- ・ し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について

4 その他

5 閉 会

( 参考 )

令和5年12月

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改定について  
(し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について)

経 緯

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理手数料(以下、「処理手数料」という。)については、現在、「鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づいて、収集運搬と処理にかかる費用負担として、汲み取り実態に応じて徴収をしている。

処理手数料の負担については、衛生センターの前身である長狭地区衛生組合当時の昭和40年度にし尿汲取り手数料として小口1.9円/リットル・大口1.6円/リットル、そして単独処理浄化槽(以下、「単独浄化槽」という。)清掃手数料として腐敗式(5人槽の例)4,000円・ばっき式(5人槽の例)3,200円から始まった。

その後、高度経済成長期から、現在まで、都合12回にわたる手数料の改定が行われている。

最後の手数料改定は令和元年度で、消費税込みのし尿汲取り手数料が13.2円/リットル、合併処理浄化槽(以下、「合併浄化槽」という。)清掃手数料が13.2円/リットル、そして単独浄化槽清掃手数料として、腐敗式(5人槽)28,600円・ばっき式(5人槽)20,900円として現在に至っている。

その後、令和2年度以降の社会情勢の変化の中、物価及び人件費等の処理原価の上昇が反映されておらず、衛生センターの運営、浄化槽等の清掃を担う許可業者の経営にも影響が出ている。

また、現状においては、本市と近隣市町の処理手数料の一部にも乖離が認められることから、均衡を図ることも考慮し、処理手数料の改定を行いたいものです。

## し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について

## 1 現状

## (1) 処理手数料について

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

## 別表1

取扱区分	種類	手数料		
市が収集、 運搬するもの	し尿 合併処理浄化槽清掃に 伴う汚泥 ※1	10 リットル当たり 132 円		
	単独処理浄化槽清掃に 伴う汚泥 ※2	人槽	腐敗式 (円)	ぼっき式 (円)
		5	28,600	20,900
		7	33,000	26,400
		10	40,700	34,100
		15	50,600	41,800
		20	59,400	50,600
		25	69,300	59,400
		30	81,400	68,200
		35	92,400	75,900
		40	102,300	85,800
		45	112,200	93,500
		50	122,100	102,300
		55	133,100	108,900
		60	143,000	116,600
		65	154,000	128,700
		70	162,800	135,300
		75	173,800	143,000
		80	184,800	154,000
		85	194,700	160,600
	90	206,800	169,400	
	95	215,600	178,200	
	100	226,600	185,900	
	105	237,600	194,700	

取扱区分	種類	手数料		
		人槽	腐敗式 (円)	ばっき式(円)
市が収集、 運搬するもの	単独処理浄化槽清掃に 伴う汚泥	110	247,500	202,400
		115	258,500	212,300
		120	266,200	220,000
		125	275,000	227,700
		130	283,800	237,600
		135	292,600	245,300
		140	301,400	254,100
		145	310,200	261,800
		150	317,900	271,700
		155	326,700	280,500
		160	334,400	290,400
		165	344,300	299,200
		170	356,400	306,900
		175	369,600	314,600
		180	382,800	323,400
		185	396,000	331,100
		190	409,200	339,900
		195	419,100	347,600
		200	430,100	357,500
		205	440,000	365,200
		210	451,000	374,000
		215	463,100	382,800
		220	473,000	391,600
		225	484,000	399,300
		230	495,000	409,200
235	504,900	416,900		
240	517,000	425,700		
245	524,700	433,400		
250	534,600	442,200		
255	542,300	451,000		

取扱区分	種類	手数料		
		人槽	腐敗式 (円)	ばっき式(円)
市が収集、 運搬するもの	単独処理浄化槽清掃に 伴う汚泥	260	551,100	458,700
		265	561,000	468,600
		270	568,700	476,300
		275	577,500	484,000
		280	585,200	492,800
		285	595,100	501,600
		290	603,900	510,400
		300	624,800	528,000
		310	646,800	544,500
		320	667,700	562,100
		330	688,600	578,600
		340	710,600	597,300
		350	732,600	613,800
		360	753,500	630,300
		370	775,500	647,900
		380	796,400	664,400
		390	819,500	682,000
		400	840,400	699,600
		410	861,300	716,100
		420	884,400	733,700
		430	905,300	750,200
440	927,300	767,800		
450	948,200	785,400		
460	970,200	801,900		
470	992,200	819,500		
480	1,013,100	836,000		
490	1,036,200	853,600		
500	1,056,000	870,100		
市の処理施設 に搬入するも	市の許可業者が搬入す る浄化槽清掃に伴う汚	10リットル当たり 62円		

の	泥 ※3	
---	------	--

(2) 手数料の運用について

市が直営または委託により清掃及び収集運搬を行う場合、汲取り便槽及び合併浄化槽は別表1※1、13.2円/リットルにより徴収している。

単独浄化槽については、別表1、※2の人槽別単価表により徴収している。

許可業者が清掃及び収集運搬を行う場合は、市の単価※1、13.2円/リットル及び別表1、※2に基づいて許可業者が市民から徴収した後、衛生センターに搬入する際、別表1、※3、6.2円/リットルの処理手数料を衛生センターに支払う。

現行の処理手数料の設定では、許可業者の手数料収入は、合併浄化槽の場合1リットル当たり、13.2円から6.2円を差し引き7円/リットルとなっている。  
また単独浄化槽の場合は1リットル当たり、19.1円から6.2円を差し引き12.9円/リットルとなっている。

種 別	処理手数料	衛生センター搬入 処理手数料	許可業者 差引処理手数料	備 考
し尿	13.2円/リットル	-	-	直営・委託
合併浄化槽	13.2円/リットル	6.2円/リットル	7円/リットル	許可業者
単独浄化槽	定額 20,900円/1件 (≒19.1円/リットル)	6.2円/リットル	12.9円/リットル	許可業者

※単独浄化槽は、5人槽、ばっき式の例

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第2節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業)

第7条 12項

第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

## 2 処理手数料の改定について

### (1) 処理手数料の課題

処理手数料の検討にあたっては、衛生センターの運営、維持管理に係る経費はもとより、既述のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を踏まえ、許可業者が清掃時に徴収する処理手数料への影響も考慮する必要がある。

許可業者の育成と活用により、市内の安定した廃棄物処理体制を維持することは重要である。

### (2) 処理手数料の改定の方針

課題を踏まえ、社会情勢を反映させた改定を行うこととする、

社会情勢の反映にあたっては、日本銀行が公表している企業物価指数（総平均）による変動（上昇率 117 パーセント）を参考にするとともに、近隣市町における処理手数料の水準に配慮して検討を進める。

### 【参考】

#### 企業物価指数

日本銀行が公表している企業物価指数は、企業間で取引される財の価格変動を測定するものである。主な目的は、企業間で取引される財に関する価格の集約を通じて、財の需給動向を把握し、景気動向ひいては金融政策を判断するための材料（景気動向を測る経済指標）を提供することを目的としたもの。

企業物価指数は、2020 年に見直しをされており、その後の指数については、2020 年を 100 パーセントとした場合の変動率で示されている。

年間総平均値として公表されている直近の数値は 2022 年で、117 パーセントとなる。

### (3) 従量制の採用について

現行の処理手数料の設定については、し尿及び合併浄化槽について、処理単価を設定し、従量制で運用をしている。

単独浄化槽については、処理量に関わらず、人槽ごとの定額制を採用している。

(2) 【参考】で示した日銀企業物価指数の上昇率 117 パーセントを現行単価に乗じた場合は、合併単独浄化槽の処理手数料は近隣市町の処理手数料とほぼ同等の単価が見込まれる。

単独浄化槽の処理手数料は、現行でも近隣市町を上回っており、上昇率を乗じるこ

とで、より高額な単価となる。

清掃及び収集運搬量、処理量に対し、企業物価指数の変動を明確に反映させるため、従量制による運用を検討する。



## し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定（案）について

し尿、合併浄化槽及び単独浄化槽の手数料単価の見直しを行うため、以下により、し尿、合併浄化槽及び単独浄化槽に関する処理手数料を同一の単価設定による従量制での運用を試算します。

### 1 衛生センターのし尿・浄化槽汚泥の年間処理量実績（令和4年度実績）

し尿	4,278,258 リットル/年	(30.7 パーセント)
合併浄化槽	7,414,858 リットル/年	(53.2 パーセント)
単独浄化槽	2,253,656 リットル/年	(16.1 パーセント)
合計	13,946,772 リットル/年	①

### 2 現行年間処理手数料

し尿	4,278,258 リットル×13.2 円/リットル	=56,473,005.60 円/年
合併浄化槽	7,414,858 リットル×13.2 円/リットル	=97,876,125.60 円/年
単独浄化槽	2,253,656 リットル×19.1 円/リットル	=43,044,829.60 円/年
合計		197,393,960.80 円/年 ②

※単独浄化槽単価 19.1 円/リットルは、人槽ごと処理手数料の年度合計を処理量で除し、平均単価を算出したもの。

### 3 平均処理単価

現行年間処理手数料合計／年間処理量合計＝し尿・浄化槽汚泥処理手数料の平均単価

$$\textcircled{2}197,393,960.80 \text{ 円} / \textcircled{1}13,946,772 \text{ リットル} = 14.153 \div 14.15 \text{ 円/リットル}$$

【税抜き単価】

$$14.15 \text{ 円/リットル} \times 100 / 110 = 12.8636 \div 12.86 \text{ 円/リットル}$$

### 4 企業物価指数により補正した処理手数料単価の見直し

【税抜き単価に日銀企業物価指数の上昇率 117 パーセント※を反映】

$$12.86 \text{ 円/リットル} \times 117 \text{ パーセント} = 15.0462 \div 15.04 \text{ 円/リットル}$$

【消費税及び地方消費税を含む単価】

$$15.04 \text{ 円/リットル} \times 110 \text{ パーセント} = 16.544 \div 16.5 \text{ 円/リットル}$$

※2020 年度切り替え、2022 年度総平均 117 パーセントの上昇率を採用

5 衛生センター搬入処理手数料単価の見直し

【税抜き単価】

$6.2 \text{ 円/リットル} \times 100 / 110 = 5.6363 \approx 5.63 \text{ 円/リットル}$

【税抜き単価に日銀企業物価指数の上昇率 117 パーセント※を反映】

$5.63 \text{ 円/リットル} \times 117 \text{ パーセント} = 6.5871 \approx 6.58 \text{ 円/リットル}$

【消費税及び地方消費税を含む単価】

$6.58 \text{ 円/リットル} \times 110 \text{ パーセント} = 7.2380 \approx 7.2 \text{ 円/リットル}$

※2020 年度切り替え、2022 年度総平均 117 パーセントの上昇率を採用

6 施行日

令和 6 年 10 月 1 日

6 し尿・浄化槽汚泥処理手数料(近隣自治体比較)

処理手数料単価 16.5 円/リットルの場合

衛生センター搬入処理手数料単価 7.2 円/リットルの場合

(税込)

	鴨川市	近隣市町
市が収集運搬するもの し尿	1 リットル当たり 16.5 円	18 リットル当たり 245 円 ※(1 リットル当たり換算 13.6 円)
汲取り 1 回 平均 202 リットル の例	3,333 円	2,747 円
市が収集運搬するもの 合併浄化槽汚泥	1 リットル当たり 16.5 円	18 リットル当たり 245 円 ※(1 リットル当たり換算 13.6 円) ※別途、基本額 3,300 円(20 人以下)
5 人槽、1,402 リットルの例	23,133 円	22,367 円
市が収集運搬するもの 単独浄化槽汚泥(ばっき式)	1 リットル当たり 16.5 円	
5 人槽 (1,402 リットル)	23,133 円	(分離接触ばっき式) 19,800 円
7 人槽 (1,615 リットル)	26,647 円	(分離接触ばっき式) 24,200 円
10 人槽 (2,020 リットル)	33,330 円	(分離接触ばっき式) 31,850 円
100 人槽 (5,574 リットル)	91,971 円	(分離ばっき式) 158,610 円
市の処理施設に搬入するもの 市の許可業者が搬入する浄化 槽清掃に伴う汚泥	1 リットル当たり 7.2 円	1 リットル当たり 6.3 円

【参考】

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年鴨川市条例第117号)新旧対照表

現行					改正案			
別表第2(第24条関係)					別表第2(第24条関係)			
1 し尿及び浄化槽汚泥					1 し尿及び浄化槽汚泥			
取扱区分	種類	手数料			取扱区分	種類	手数料	
市が収集、運搬するもの	し尿、合併処理浄化槽清掃に伴う汚泥 ※1	10リットル当たり132円			市が収集、運搬するもの	し尿、合併処理浄化槽清掃に伴う汚泥	10リットル当たり165円	
		単独浄化槽清掃に伴う汚泥 ※2	人槽	腐敗式(円)			ぼっき式(円)	10リットル当たり165円
			5	28,600			20,900	
			100	226,600			185,900	
500	1,056,000	870,100						
市の処理施設に搬入するもの	市の許可業者が搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥 ※3	10リットル当たり62円			市の処理施設に搬入するもの	市の許可業者が搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥	10リットル当たり72円	



令和6年 月 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市環境審議会  
会長 田 村 政 彦

し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について（答申）

令和5年11月22日付け、鴨環第597号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条に基づく一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥）の改定について、慎重に審議した結果、許可事業者の経営及び本市衛生センターの運営に関する社会情勢の影響を考慮するとともに、近隣市町の状況を鑑み、次のとおり手数料の改定を図ることが妥当であるとの結論を得ましたので答申します。

なお、施行にあたっては、市民、事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得ることに努めること。

また、市及び浄化槽清掃・収集運搬許可業者に対しては、時代の変化に対応し、将来にわたり、安定的かつ効率的な事業運営が図れるよう期待します。

一方、単価設定の有り方については、今後、近隣市町の状況を踏まえて、検討を継続することを望みます。

一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥）の改定

- 1 市が収集、運搬する、し尿及び合併・単独処理浄化槽の汚泥処理手数料は10リットルにつき、165円とすること。
- 2 市の処理施設に許可業者が搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥の処理手数料は10リットルにつき、72円とすること。

令和6年1月22日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市環境審議会  
会長 田村 政彦



し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について（答申）

令和5年11月22日付け、鴨環第597号で諮問のあった標記の件について、  
下記のとおり答申します。

記

本審議会は、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条に基づく一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥）の改定について、慎重に審議した結果、許可事業者の経営及び本市衛生センターの運営に関する社会情勢の影響を考慮するとともに、近隣市町の状況を鑑み、次のとおり手数料の改定を図ることが妥当であるとの結論を得ましたので答申します。

なお、施行にあたっては、市民、事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得ることに努めること。

また、市及び浄化槽清掃・収集運搬許可業者に対しては、時代の変化に対応し、将来にわたり、安定的かつ効率的な事業運営が図れるよう期待します。

一方、単価設定の有り方については、今後、近隣市町の状況を踏まえて、検討を継続することを望みます。

一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥）の改定

- 1 市が収集、運搬する、し尿及び合併・単独処理浄化槽の汚泥処理手数料は10リットルにつき、165円とすること。
- 2 市の処理施設に許可業者が搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥の処理手数料は10リットルにつき、72円とすること。

